

2010年10月1日からのタバコ税率の引き上げにあたっての日本禁煙学会の声明
ータバコ税率を更に引き上げ、タバコ規制施策を進め、
禁煙治療の保険適用要件を緩和すべきですー

2010年9月30日

NPO 法人 日本禁煙学会
理事長 作田 学
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町
30-5-201
電話 090-4435-9673 ファクス 03-5360-6736
URL : <http://www.nosmoke55.jp/>

10月1日より、2006.7.1以後4年ぶりにタバコ税・価格の1箱110～140円前後の引き上げがあります。

私たちは、日本のタバコ価格は国際的に安価であり、喫煙者の禁煙を促し（とりわけ若年層の禁煙と喫煙防止を促し）、受動喫煙の危害に苦しむ多くの国民を救うなど、タバコから国民の健康を守るために、今後もタバコ対策先進諸国並に1箱千円にすることを求め続けたいと考えます。

1.

今回の引き上げは、「平成22年度税制改正大綱」で、「…たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。…たばこ法制について、現行のたばこ事業法を改廃し、たばこ事業のあり方について、上記のたばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、新たな枠組みの構築を目指すこととします。」で決定されたことですが、

(1) この大綱を基にタバコ税率を更に引き上げ、タバコ関連産業と農家の転業・転作や健康推進施策への充当を進めるなど、以下の施策の中に税率の大幅引き上げを正しく位置づけつつ

(2) 早急に「たばこ事業法」の廃止をする

(3) 「タバコ規制法」の制定を含む包括的なタバコ規制政策

- ・受動喫煙防止法制定
- ・タバコパッケージの健康警告表示
- ・広告・販売促進・スポンサーシップ規制
- ・未成年者喫煙防止・自販機撤廃など

を並行して早急に進めることを求めます。

2.

今回のタバコ税率の引き上げ（1箱110～140円前後の上げ）を期に、禁煙治療外来を訪

れる禁煙希望者が急増していて、マスメディアでも報じられています。

禁煙治療の保険適用施設は、今年9月現在で10,800を越えており、これは全国の医科医療機関の10%（病院では約20%、診療所では9%）ですが、全ての禁煙希望者が近くで気軽に禁煙治療を受診できるよう、以下の保険適用の要件緩和が早急に必要とされています。この早急な施策を、上記1項にあわせ求めます。

(1) ブリンクマン指数（喫煙指数、1日の喫煙本数×喫煙年数、現行では200）による制限をなくし、治療効果の高い若年層（未成年者を含む）も禁煙治療が可能とする。

(2) 保険治療の初回対象に入院患者も含めるよう制限を撤廃する。

(3) 1年を経過していない再治療にも保険適用を認め、また治療成績向上のため受診回数・期間の制限を撤廃する。

(4) 歯科（歯周疾患対応）の禁煙治療の保険適用を新設する。

3.

タバコ耕作農家・タバコ小売業者の経営悪化防止と円滑な転作、他業種への移行がはかれるよう、国とJTが責任を持つべきです。

以 上